

スマート東京（東京版 S o c i e t y 5 . 0）の実現に向けた先行実施エリアプロジェクト
実施要綱

2 戦戦特第 3 4 号
令和 2 年 5 月 2 5 日

（目的）

第 1 条 東京都は、「スマート東京実施戦略」（令和 2 年 2 月 7 日）及び「スマート東京（東京版 S o c i e t y 5 . 0）の実現に向けたデータプラットフォーム構築の基本方針」（令和 2 年 2 月 2 1 日）を策定し、経済発展と社会的課題の解決を両立させる S o c i e t y 5 . 0 の実現に向けた取組を進めている。

この要綱は、都がデータ、先端企業の集積等に競争力を有するエリアを区域指定し、関係機関等とも連携しながら様々な政策資源を集中投入することで、地域に密着したリアルタイムデータ等の蓄積と活用の仕組みを作り、複数の領域を横断した最先端のサービスの都市実装を先行的に実現するモデル地域のプロジェクト（以下「プロジェクト」という。）の実施について、基本的な事項を定めることを目的とする。

（事業内容）

第 2 条 本プロジェクトでは、下記の 2 つの支援を実施する。

- （1）都内の区市町村と連携し、一定の区域を対象として地域価値の向上を目的とする事業体及び民間事業者等の共同事業体等（以下、実施主体）が計画を立案し、実施する地域に密着したリアルタイムデータ等を活用した複数の領域を横断した最先端プロジェクトの実現に要する経費を一部助成
- （2）地域に密着したリアルタイムデータ等の蓄積と活用の仕組み作り、最先端のスタートアップ企業や都民等の参画に必要な事業ブランディング、東京都の他事業との連携、国・都のデータ連携基盤構築に向けた取組との連携に向けた支援等

（公募）

第 3 条 知事は、本事業の対象となる事業計画を公募する。

- 2 前項の公募に応じる者は、事業計画を作成し、別紙の申請書（別記第 1 号様式）を知事に提出する。
- 3 その他公募に必要な事項は、別に定める。

（審査会及び決定）

第 4 条 知事は、前条により提出された申請書について、別に定める審査会に諮った上、支援計画を決定し、通知書（別記第 2 号様式）により事業主体に通知する。

- 2 知事は、前項の決定に際して、必要な条件を付することができる。
- 3 その他審査会及び決定に必要な事項は別に定める。

(計画の実施)

第5条 実施主体は、第4条により支援対象として決定を受けた計画の適切かつ効果的な実施に努めなければならない。

(事業計画の変更)

第6条 計画の変更を行う場合には、知事に報告を行わなければならない。ただし、変更内容が以下に掲げるものに該当する場合には、変更承認申請書（別記第3号様式）により知事に申請するものとする。

(1) 事業計画の内容を大幅に変更しようとするとき

(2) 第4条第2項の規定にもとづき知事が特に条件を付した場合において、その条件に反して事業の内容を変更しようとするとき

2 知事は、第一項の申請について承認した場合は、変更承認通知書（別記第4号様式）により事業主体に通知する。

(事業計画の中止)

第7条 事業計画の中止の承認を受けようとする事業主体は、中止承認申請書（別記第5号様式）により知事に申請するものとする。

2 知事は、第1項の申請について承認をした場合は、中止承認通知書（別記第6号様式）により実施主体に通知する。

(事業計画の取消)

第8条 正当な理由なく計画の遂行に著しい支障が生じ、遂行が困難と認められる場合には、知事は第4条及び第6条において決定又は承認した事業計画を取り消すことができる。

(助成)

第9条 知事は、事業団体が実施する承認計画に基づく事業について、別に定める要綱等に基づき助成することができる。

(支援期間)

第10条 第4条で決定した事業主体に対する支援は、3か年度にわたり連続して行うことができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月25日から施行する。